

第 3 4 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 7 日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第34回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年2月7日（金）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員（16名）

1番	平 賀 久 雄	2番	齊 藤 義 信
3番	小 川 一 成	4番	穴 倉 喜八郎
5番	川 寄 篤 之	6番	増 田 健 二
7番	平 賀 武	8番	加藤岡 一 弘
9番	内 山 充 弘（会長）	11番	川 嶋 一 美
12番	板 倉 小百合	13番	内 海 亮 一（会長職務代理者）
14番	梅 原 英 男	15番	齋 藤 重 幸
16番	鵜 澤 英 夫	17番	今 関 喜 明

5、欠席委員（1名）

10番 中 村 和 敏

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～5）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1）取下げ

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への
意見聴取について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1～3）

第8 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
（整理番号1～11）

第 9 報告第 3 号 軽微な農地改良の届出について（整理番号 1）

第 1 0 報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について

（整理番号 1 ～ 2）

第 1 1 報告第 5 号 東京国税局からの照会について（整理番号 1）

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野 口 裕 之	主 査	片 岡 和 信
主任書記	長谷川 聡 彦	主任書記	井 内 和香子

◎開 会

○議長 ただいまより、第34回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第34回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は中村和敏委員から所用のため、欠席の旨、連絡がありましたことを報告いたします。

(午後 3時10分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、平賀武委員及び加藤岡一弘委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の片岡主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～5)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から5について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字高島、地目 田の1筆、面積373㎡を、整理番号2の申請地と交換により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者及び義務者とも、農地を交換し利便性を良くするため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

赤で1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

3 ページと 4 ページをご覧ください。

申請地が権利者の田となることにより、隣接する権利者所有農地と一体となり、利便性がよくなるということでございます。

戻りまして、1 ページをご覧ください。

「農地法第 3 条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

す。次に、整理番号 2、申請地は、大網字荻下、地目 畑の 1 筆、面積 3 4 0 m²を、整理番号 1 の申請地と交換により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者及び義務者とも、農地を交換し利便性を良くするため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面 1 ページをご覧ください。

赤で 1－2 と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料 5 ページから 8 ページまでになります。

申請地が権利者の畑となることにより、近隣に権利者所有の農地があり、利便性が良くなるということでございます。

戻りまして、5 ページをご覧ください。

「農地法第 3 条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」のうち、「全部効率利用が認められない場合」で、「⑨遊休農地有無」で、「有り ※現況説明及び、今後の管理について文書の提出あり。」と記載しております。

提出された文書には、「令和 6 年度遊休農地調査対象となった 1 1 筆の農地については、令和 6 年 1 1 月 6 日付け利用意向調査において回答しているように、自ら耕作します。現在、自身は病気のため、農地の管理が行き届いていませんが、令和 7 年 6 月までに家族の協力を得て草刈り、作付けをする等管理していきます。」

このように、今後、適正に維持管理する旨の文書の提出があることから、全て支障なしと思われま

す。次に、議案書 2 ページをご覧ください。

整理番号 3、申請地は、永田字北中原、地目 田の 2 筆、面積 7 4 1 m²を売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、ござ

います。

申請位置は、別添資料の図面の 2 ページをご覧ください。

赤で 1－3 と示してある箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、9 ページから 12 ページまでになります。

戻りまして、9 ページをご覧ください。

「農地法第 3 条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

す。次に、整理番号 4、申請地は、桂山字南駒形及び向根、地目 田の 4 筆、面積 5,296 m²を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、経営規模を縮小するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の 3 ページをご覧ください。

赤で 1－4 と示してある箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、13 ページから 20 ページまでになります。

戻りまして、13 ページをご覧ください。

「農地法第 3 条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

す。次に、議案書 3 ページをご覧ください。

整理番号 5、申請地は、南今泉字前川、地目 田の 3 筆、面積 3,044 m²を、売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、相手方の申出によるため、義務者は、経営規模を縮小するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の 4 ページをご覧ください。

赤で 1－5 と示してある箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、21 ページから 24 ページまでになります。

戻りまして、21 ページをご覧ください。

「農地法第 3 条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から2の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 議案第1号整理番号1と2は関連がありますので、併せて調査報告いたします。

申請内容は、事務局説明のとおりです。

調査には2月2日に関本推進委員とで権利者・義務者宅に伺い話を聞きました。

申し入れは権利者からしたそうです。

申請地は自作地に隣接しており、利便性も作業効率もよくなることから、義務者に農地の交換を申し出たとのことことです。

義務者も自作地に近く、耕作には利便性も作業効率もよくなることから、交換の申し出を受けたとのことことです。

整理番号2も同じ内容となります。

両者とも機械も労働力も揃っていることから、問題はないと思いますが、慎重にどうぞよろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀委員 議案第1号整理番号3につきまして調査報告を申し上げます。

内容は、事務局説明の通りでございます。

2月1日、菅谷推進委員と、義務者及び権利者と現地で話を伺いました。

権利者は20年程前からこの農地を耕作しているとのことでありました。

また、義務者は、高齢で耕作もできないということから、権利者に相談をしたところ話がまとまり、今回の申請に至ったということでございます。

現地は綺麗に整備されておりました。

権利者は認定農業者ではありませんが、地域若手の後継者として期待されている方であり、農機具も揃っており特に問題ないと思われませんが、皆様方の慎重審議よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号4の案件につきましては、中村和敏委員が調査を行っておりますが、本日、

欠席ですので、代理として、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員 代読、議案第1号整理番号4について、調査報告を申し上げます。

内容は事務局の説明の通りです。

2月2日鵜沢推進委員と義務者に話を伺いました。

後継者もなく、現在の権利者に耕作を依頼した時に、先行き、耕作地を買ってもらいたいとお願いしていたとのことで、今回話がまとまり、申請に至ったとのことでした。

同日、権利者にも確認したところ、間違いのないとのことでした。

権利者は認定農業者であり、この地区のかかなりの面積を耕作しており、施設機械等も揃っていて、問題はないと思いますが、皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

令和7年2月7日、中村和敏、以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5の案件につきましては、齋藤重幸委員、お願いいたします。

○齋藤委員 議案第1号整理番号5について調査報告を行います。

内容は事務局の説明の通りです。

1月31日に八角推進委員と権利者宅を訪問し詳細を伺いました。

権利者は義務者の隣家であること、義務者は耕作ができない状態で、義務者の後見人に電話で確認しました。

双方ともこの3条の申請に間違いはないということです。

権利者は農業機械も整っており、問題はないと思われます。

以上、皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から5について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から5に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号（整理番号1）取下げ

○事務局 議長

○議長 事務局、どうぞ。

○事務局 事務局から、報告がございます。

議案書の4ページをご覧ください。本日の「議事日程第4 議案第2号 農地法第5条による許可申請について（整理番号1）」について、でございますが、申請書の記載内容に誤りがあり、申請者より昨日、2月6日付で申請取り下げ書の提出がございました。

つきましては、本日の議案から削除することを報告させていただきます。

以上でございます。

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 それでは、日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積計画の作成について」を議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号1から32について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

本案は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の6ページ「利用権設定総括表」をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は10人、利用権の設定をする者は32人、利用権の設定をする農用地の筆数および面積は、田が44筆で、面積53,053㎡、畑が35筆で、面積51,395㎡、田と畑の合計面積は、104,448㎡でございます。

次に、議案書の7ページから8ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の9ページから24ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が29件、更新が3件で、計32件でございます。

整理番号1から27及び31から32の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

また、整理番号28から30につきましては、農地中間管理事業一括方式になりますので、後程、説明させていただきます。

整理番号1、山口、田が10筆、9,176㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号2、山口、田が5筆、4,579㎡、3年、金納、10a当たりフサコガネ60kg相当額、新規。

整理番号3、南横川、畑が2筆、6,193㎡、35年、金納、全面積で350,000円、新規。

整理番号4、永田、畑が9筆、5,222㎡、10年、金納、全面積で160,000円、新規。

整理番号5、大網、田が1筆、1,319㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号6、山口、田が1筆、1,299㎡、8年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号7、九十根、畑が1筆、3,064㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

整理番号8、長国、畑が1筆、2,981㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

整理番号9、細草、畑が2筆、3,995㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

整理番号10、細草、畑が1筆、3,044㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

整理番号11、南今泉、畑が2筆、935㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

整理番号12、南今泉、畑が1筆、1,236㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

整理番号13、南今泉、畑が1筆、971㎡、10年、金納、10a当たり5,000円、新規。

整理番号14、南今泉、畑が1筆、1,983㎡、10年、金納、10a当たり5,000円、新規。

整理番号15、南今泉、畑が1筆、1,950㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

整理番号16、南今泉、畑が3筆、4,062㎡、10年、金納、10a当たり5,000円、新規。

整理番号17、四天木、畑が1筆、1,256㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

整理番号18、四天木、畑が1筆、1,471㎡、5年、金納、10a当たり10,000円、新規。

整理番号19、四天木、畑が1筆、3,752㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

00円、新規。

整理番号20、四天木、畑が1筆、2,135㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

整理番号21、四天木、畑が1筆、2,000㎡、10年、金納、10a当たり5,000円、新規。

整理番号22、四天木、畑が3筆、3,655㎡、10年、金納、全面積で30,000円、新規。

整理番号23、大網、田が2筆、1,487㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号24、柳橋、畑が2筆、1,490㎡、10年、金納、全面積で16,000円、新規。

整理番号25、山口及び大網、田が5筆、4,036㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、更新。

整理番号26、山口及び大網、田が7筆、7,222㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、更新。

整理番号27、四天木、田が1筆、894㎡、6年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、更新。

整理番号31、長国、田が1筆、461㎡、6年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号32、長国及び桂山、田が7筆、14,582㎡、6年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

なお、整理番号1から27及び31から32の借受人につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定の各要件を満たしているものと判断いたします。

続きまして、22ページの下段をご覧ください。

整理番号28から30は農地中間管理事業一括方式となります。

整理番号28、九十根、田が1筆、1,553㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号29、九十根、田が2筆、4,227㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカ

リ 1 等米 60 kg、新規。

整理番号 30、四天木、田が 1 筆、2,218 m²、10 年、金納、10 a 当たりコシヒカリ 1 等米 60 kg 相当額、新規。

整理番号 28 から 30 は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2」の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。農地中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることとされております。

また、同条第 3 項第 4 号の規定に基づく農地中間管理機構の「公益社団法人 千葉県園芸協会」において千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。

それでは、整理番号 1 から 2 の案件につきましては、宍倉喜八郎委員、お願いいたします。

○宍倉委員 調査報告いたします。

議題第 3 号、整理番号 1 を説明いたします。

内容につきましては、事務局の説明の通りでございます。

2 月 1 日、私と完倉推進委員と、貸付人宅でお話を伺いました。

借受人とは、電話で確認し、間違いのないことでした。

貸付人から今まで耕作をお願いしていた方が亡くなり、農地の耕作者を探していたところ、経営規模を拡大したい借受人と利用権を設定することで合意し、今回の申請に至ったということでございます。

特に問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なご審議よろしく申し上げます。

続きまして、整理番号 2 を説明いたします。

内容につきましては事務局の説明の通りでございます。

2 月 1 日、私と完倉推進委員と貸付人宅でお話を伺いました。

借受人とは電話で確認し、間違いのないことでした。

貸付人と借受人は兄弟の関係で、前から借受人が耕作していましたが、貸付人が相続した農地を利用権設定することとなり、今回の申請に至ったということでございます。

特に問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をよろしくお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号３から４の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 整理番号３、４についての調査報告いたします。

２月１日、小倉推進委員と借受人にお会いし、貸付人には電話で確認しました。

今回の申請地に関しては、前々から借受人がお借りして、栽培していたということで、今回、借受人が法人を立ち上げるということで、新規の申請となりました。

問題はないと思いますが、皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号５～２２の案件につきましては、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 整理番号５、６及び整理番号７から２２までについて報告させていただきます。

整理番号５及び６については、借受人が同一人であることから一括して報告させていただき、また、７から２２についても同様に、借受人が同一人であることから、一括して報告させていただきますのでご了承ください。

内容としては、各々事務局の説明の通りです。

２月２日に借受人宅を加藤推進委員と訪問して確認を行いました。

整理番号５については、以前から耕作を依頼されており、新たに利用権設定を行うためです。

整理番号６については、申請地の隣を耕作していたことから、貸付人より依頼されて、一体的に管理できることから、引き受けるとのことでした。

いずれの申請地も綺麗に管理されており、問題はないと思われますので、慎重なご審議をお願いします。

続いて、整理番号７から２２ですが、内容としては事務局の説明の通りです。

調査は、２日に借受人に電話にて確認を行いました。

借受人は令和６年に認定農業者の認定を受け、現在、水稻、ネギ、トウモロコシの作付け、栽培を行っているということです。

特にネギ栽培は、作付面積も１２ヘクタールあまりで、借り入れ地は市内だけではなく、茂原市、九十九里町にもあるとのことでした。

今回の申請地については、すでに５年ほど前から借り入れを始めて、栽培を始めたとのこ

とで、今回正式に利用権設定を行うために申請を行ったとのことでした。

また、現在はみどりが丘に住所を移して、通勤農業をしているが、いずれは出荷作業等を行っている地元に帰るとのことでした。

また、現在は農作業を行うにあたって、10人ほど雇用しているとのことでした、話を聞いていても、前途有望な若手農業者に見受けられました。

何ら問題はないと思われますが慎重な審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号23の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 議案第3号、整理番号23の調査報告をいたします。

申請内容は事務局の説明のとおりです。

調査には2月2日に関本推進委員と借受人宅に伺い話を聞きました。

前から耕作をしていたが、今回申請があった通り、新規の申請となったもので、今までと変わりなく耕作は問題ないと思います。

貸付人には電話にて調査をし、内容に間違いがないので、よろしく願いしますということでした。

借受人は認定農業者でもあり、問題はないと思いますが、慎重審議、よろしく願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号24の案件につきましては、齊藤義信委員、お願いいたします。

○齊藤委員 整理番号24の調査報告を申し上げます。

内容としましては、事務局の説明の通りでございます。

2月5日に高橋推進委員と貸付人、借受人宅に伺い話を聞いてきました。

借受人と貸付人は、近隣の間柄で、貸付人は農作業ができなくなり、また、借受人は長期にわたり耕作して参りました。

更新手続きが遅れ、今回、申請に至ったとのことでした。

問題はないと思われますが、慎重なご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号31から32の案件につきましては、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員 議案第3号、整理番号31、32の調査報告を申し上げます。

内容は事務局説明の通りです。

2月1日、鵜澤推進委員さんと借受人宅へ伺い話を聞き、その後、現地確認を行いました。

整理番号31については、以前から耕作をお願いしていた方が高齢になり農作業ができなくなったため、借受人に依頼の話があり、隣接している農地を耕作しているので、引き受けることにしたそうです。

整理番号32については、数年前から借受人が耕作しており、今回、新たに利用権設定を行うものです。

貸付人2人に電話にて確認したところ、間違いありません。継続してお願いしたいとおっしゃっていました。

現地は管理の行き届いた水田となっております。

借受人は、稲作経営を中心とした認定農業者ですので、問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から32について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号1から32に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から32について、一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から32について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から32の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第4号（大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について）

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」を議題とします。

事務局から議案第4号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の25ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定」により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき大網白里市長より農業委員長に意見を求められたものでございます。

議案書の26ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

農地中間管理機構に権利の設定を受ける者は1人、農地中間管理機構に権利の設定をする者2人、農地中間管理機構に権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が13筆、面積21,695㎡でございます。

次に、議案書の27ページをご覧ください。

農地中間管理機構に権利の設定を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の28ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が2件で、計2件でございます。

整理番号1から2の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、細草、田が7筆、12,775㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号2、細草、田が6筆、8,920㎡、5年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

なお、整理番号1から2の借受人につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の農用地利用集積等促進計画案作成案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調

査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号 1 から 2 の案件につきましては、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員 議案第 4 号整理番号 1 と 2 の調査報告を申し上げます。

内容は事務局説明の通りです。

2 月 3 日、貸付人、借受人に電話にてお話を伺いました。

借受人のお話によりますと、整理番号 1 と 2 の農地は長年にわたり耕作しており、利用権設定の期限を迎えたため、制度変更により新たに申請するとのことでした。

貸付人、お 2 人ともこの申請に間違いはなく、これから先も耕作をお願いしたいとおっしゃっておいりました。

借受人は、大規模な稲作農家で、認定農業者です。

地域の人々からも信頼され、後継者もいますので、問題はないと思われませんが、委員の皆様は慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第 4 号、整理番号 1 から 2 について、質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第 4 号、整理番号 1 から 2 に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第 4 号、整理番号 1 から 2 について、一括して採決することについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第 4 号、整理番号 1 から 2 について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第 4 号、整理番号 1 から 2 の案件は、「意見なし」と決定いたします。

◎報告第1号～報告第2号

○議長 続きまして、日程第7、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第8、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」、日程第9、報告第3号「軽微な農地改良の届出について」、日程第10 報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」、日程第11 報告第5号「東京国税局からの照会について」、を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書29ページから30ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は3件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の31ページから36ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約は11件でございます。

各、農地の所在地及び賃借人、賃貸人は、議案書に記載のとおりであり、賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調っておりますので受理をいたしました。

説明は以上でございます。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の37ページをご覧ください。

軽微な農地改良の届出は1件でございます。

土地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地を盛土後、耕作しようとするものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしましたが、当該地への土砂搬入経路において、用水パイプラインが埋設されており、大型車両の通行により破損等が懸念される旨の意見が地元等からあり、現在、施設管理者である土地改良区、地元農業者、地元農業委員・推進委員と事業者とで施設が破損等した場合の対応について協議をしております。

なお、軽微な農地改良の届出とは、千葉県の農地転用関係事務指針によるもので、許可ではなく届出制度のため、届出の要件を満たせば受理しなければならないものです。

届出の要件は、農地所有者や農地所有者から農地を借り受けて耕作を行う者が、自らの農地に、改良後自ら耕作するためのもの、施工期間3か月以内、平均盛土厚さ1 m未満、他法令の許認可等が必要ないものと、となっており、許可を必要とするものではございません。

千葉県とも協議して今後の対策を検討することと致します。

また、軽微な農地改良の届出について、今後トラブル等防止のため、他市町村の事例も参考に、強制力はありませんが、届出時に内容等を十分精査するとともに、条件を付すなどの見直しを検討したいと考えております。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の38ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会については、2件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第5号についてご説明いたします。

議案書の39ページをご覧ください。

東京国税局からの照会については、1件でございます。

国税局から照会のありました農地の所在地及び対象者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認しました。

東京国税局には、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第5号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第7から日程第11の報告事項を終了いたします。

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 特にございませんか。

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第34回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 4時 3分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年2月7日

農業委員会会長 内山 充弘

署名委員 平賀 式

署名委員

加藤 式-3<